

Title	関東漁業の揺籃期
Sub Title	
Author	羽原, 又吉
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.3 (1942. 3) ,p.232(60)- 258(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19420301-0060
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420301-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420301-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 關東漁業の搖籃期

羽原 又吉

はしがき

こゝにいふ「關東漁業の搖籃期」とは駿河灣、相模灣、江戸灣を中心とする沿岸漁業の發達を往昔から足利末期ごろまでにかけて概括せんとしたものである。従つてこゝに用ひた關東の語は嚴格にいへば穩當を欠くやうであるが、こゝでは便宜に従ひこの語を用ひた。

さてこの意味に於ける關東漁業の發達は主として近世に屬し、従つてそれ以前の狀態は上方漁業——瀬戸内海を中心とする隣接の漁業——よりも遙かに遅れてゐた。かやうな事情から戰國時代以前の資料などは特に乏しく小文をして一層貧弱なものたらしめた。とはいへこの地方の漁業が古き日本を養つた上方漁業に代つて、我國漁業の近世的發達にとり有力な地盤の一つとなり得たことは、やがて來つた統一的國家成立過程への恰も用意せられた觀ある物質的條件の一つを提供する結果となつた。かやうな歴史の意義をもつ關東漁業の發達を一應でも探るといふことは、このころ流行の歴史の神秘とか理念とかを科學する心でもあらう。

註

(一) 關東(坂東)の語が關の東であることは普く人の知るところであるが、その範圍は出典により學者により區々である。

古辭は令義解(公式令)に出で之にも諸説あり(貞丈雜記、平家物語)。また東鑑(卷十七建仁二年)鹽尻、燕石雜志、今古著聞集、地方落穂集等にも説明してあるが、こゝでは通俗に従ひ箱根以東を中心として、却て駿州をこれに加へ關東の語で表現した。

## 一 自然的條件

### 漁場

駿河灣地圖によつて沿岸ならびに海況の狀態を示すべきであるが、時局柄しばらく割愛し、單に漁場のみについて述る。さてこの灣の中部は「瀬ノ海」と稱する長さ約〇里巾〇里余の海域がありて諸種の魚族が棲息し釣漁業者の寶庫である。「瀬ノ海」の盡くる所を「合ノ瀬」といひ、水深〇〇〇尋に達す。この外に有名の漁場十五ヶ所ありて水深等も明かとなつてゐるが、凡て省略し、その礁名のみを擧ぐ。曰く、角ノ瀬、タケヤワセ、小杉通り、藤森通り、ムラハヅレ、吉永通り、溝ハタ、高尾通り、鍋坂ノ瀬、小ボセ、アカガケ、黒森、白須賀通り、ジウブシ、市場、これである。

黒潮の暖流は外海より灣入し來るや、一旦かの「沖ノ瀬」に衝突し、分れて二派となり一は御前崎に沿ふて、他は「合ノ瀬」伊豆海岸の間を通つて灣入する。或は八丈島より伊豆方面に向ひたる後に再び南下するものもある。土俗これを「ウラ潮」または「ニヤ潮」といふ。前者は北流し後者は南流す、鯉の豐漁は「ニヤ潮」を最も良しとする。

相模灣 北西隅の小田原灣より房州の洲ノ崎に一線を引けば北岸は大磯より江ノ島の沖合に當つて〇〇〇〇をなす〇〇の岩礁がある。西にあるを「ワノ沖ノ山」、中央のを「カシマノ沖ノ山」といひ、東のは近代の發見で呼稱なし。漁民に従へば何れも水深〇〇〇尋にて外側は順に〇百尋以上に達し、この礁の内外は相模灣中の最高の釣漁場であ

次に城ヶ島を距る正南〇〇海里に一大漁場がある之を「三島沖ノ山」といふ。廣袤〇方海里、水深〇〇—〇〇尋に達し西面はこれまた好漁場で遠く安房方面に向ふ。黒潮の豆南諸島と石廊崎との間を流れ環流し北流するものを「眞潮」といひ、その緩流は灣入して小田原灣に向ひ、その強流は洲ノ崎に向ふ。之に反する逆流は一定の流域なし。但しこの直、逆流は「込ミ」「出し」と俗稱し漁業上に最も重大な關係を有つ。<sup>(2)</sup>

江戸灣沿岸地帯については前記の理由により省略するも概言すれば、これを三區に分ち第一區は第四紀層で多くは遠淺であり、第二區はなほ第四紀層なるも南下するに従ひ第三紀層となり前部は遠淺なるも後部は岩石多く水深〇〇尋前後である。第三區は主として第三紀層で岩石より成り〇尋線は大島沖合より入來つて遂には浦賀灣口に向ふ。

これを綜括すれば、一般に遠淺で漁船の出入に不便多きも、その漁場は距岸十里内外で、出漁者は即日歸來するを常とし、魚族の豊富と沿岸都市の發達とは漁民、漁具の數と種とを多様複雑ならしめた。漁場圖等については詳細の調査あるも凡てこれらを割愛する。<sup>(3)</sup>

房總外海 房州南端より上總夷隅部までは主として岩石多き荒磯であるが、これより以北は謂はゆる九十九里の一大沙濱である。然し飯岡より犬吠岬は斷崖をなし岸深かである。有名な漁場として天津沖一帯に〇〇里に互り「横磯」または「横會根」がある水深〇〇—〇〇尋に達し、次に九十九里に至れば距岸約〇里に南北〇里に亘る「九十九里根」がある。高さ〇〇水深〇〇尋さらに之に平行して高さ〇尋の「清澄出」があり、さらに之に平行して「出張り」があり、東に「大根」がある。この外に太東崎の東方〇里乃至〇〇里に「千間出し」と「カンコン根」がある。また飯岡

沖合に水深〇〇尋の「堅岩」があつて、之と「九十九里根」の間には幾つかの「落根」がある。

潮流は「直潮」<sup>(黒潮または)</sup>沖合を流るゝも時に陸地に接近する。これに反する潮流は「逆潮」<sup>(カネホ)</sup>たる寒流である。この兩潮が四季と地區により種々の變化をなし、それが魚族の廻游に重大な關係を有つてゐるのであるが、全部それらは省略する。

概括 さて以上を以て關東漁業の過去ならびに現在に於て行はれてゐる海域の地方的特徴を分説し終つたが、いま關東漁業の特徴を一言にいへば伊豆半島、三浦半島、房總半島の如き遠く海洋に突出せる先端沿岸は一種の島としての漁業的性格を有ち、反對にその奥底地帯は深く内陸に凹入して内灣漁業の特性を發揮してゐる。それ故に關東漁業を大別すると半島漁業と内灣漁業の二型に分つことが出来る。この結果として前者では主として敷網、旋網、建切網乃至無獲曳網類ならびに延繩、一本釣漁業が發達し得る傾向に對し、後者ではその土地に占據して行ふ曳網

ことに有獲の曳網漁業が支配的に發展する素地を興へた。惟ふにこの事は自然的條件より來る關東漁業發達の基本的契機に外ならない。従つて現實に見る漁業の史的發展は必しも自然的條件のみによつて規定せられてはゐない、この點は特に注意を要する。

(1) 詳細は「水路志」「水産調査豫察報告第三卷第一冊」及「靜岡縣漁場圖解説書」に譲る。

(2) 同上

(3) 「水産調査豫察報告」前掲、「水産調査報告第八卷」

## 二 搖籃期

さてこの項は關東漁業の搖籃時代を取扱つたものであるが、實は一種の沿革史に過ぎない。しかしそれにしても、ほど大觀することは出来よう。

上世漁業　こゝに上世とはたゞ大まかに延喜式時代とでもいふものを中心としてその前後に於ける古い時代の關東漁業を一瞥せんとしたものである。従つて考古學的意義に於ける漁業などについては、まことにこの問題ではない。然しこの地方の沿岸地帯から魚骨、介殼ならびに骨製漁具の發掘せらるゝものより考へて嚴格の意味での漁業とはいひ得られないまでも遠き昔に於て水産物を利用した海人種族が居住してゐたことだけは推察に難くない。殊に前叙の三半島は沖合ふかく黒潮の流域に突入し早くより外來者の移住に甚だ好都合の足場を與へ、一例へば大島に南島人の漂着したことは明かに玉葉や古今著聞集に見えてゐる―さらに奥深き三大灣底の後に廣漠たる原野と前に豊富な海蔵とを控へてゐたことは、關東の自然がこれら古代人に約束した關東文化の素材であらう。

然らば當時の海岸住民とはいかなる人々であつたであらうか、いひかへて單なる半農半漁か又はかの漁獵民たる海人乃至その系統に屬する人々であつたか、正確には不明である。たゞそれにも拘らず、割合にこの種の職業的漁獵民が住居してゐたと思はれることは次の理由によるのである。

イ、海人族に關係を有つ地名ならびに古俗の存すること是れである。先づ「南總郡郷考」に上總國市原郡に「郷名海士（廢ス、云々）とあり。「大日本地名辭書下卷」は之を次の如く説明する。「海部郷。和名抄、市原郡海部郷、訓阿萬。○今市西村五井町並びに市原村の南偏にあたり（中略）養老川の沿邊、海に至る間なるべし云々」。また「餘戶郷、和名抄、夷灣郡餘戶郷。○今詳ならず、諸郷の位置及び餘戶は海部と其國音相通を想へば勝浦、御宿など海濱の漁村を指せるならん云々」また「海保、近世山邊郡沿海の諸村を總べて海保庄と云ひ（中略）海保とは蓋海部の文字を

音によみて、カイボ、カイホと詠れる者とす諸州の例沿海の海部々落にカイフの名あると同じとある。また「餘戶郷。和名抄、葛飾郡餘戶郷。○今詳ならず、行徳の邊をさしたる敷（中略）名義は豊島の剩餘とするを可なれど海部（アマベ）とするも妨なし」とある。次に「新編武藏風土記稿三十九 在原郡」に「萬葉集に天平寶字七歲乙未二月二十三日、武藤國部防人安曇宿禰三國がマイラセン、和歌ノ作者ニ荏原郡物部歲徳同郡上丁物部廣足ガ詠スル所ヲ載タリ云々」とあるが、その安曇氏は周知の如く海部族を主宰せし家系である。

次に「前羽村誌」によると。當地のサイノカミを「上古に於ける海部族の東國に發展」の一現象として説明し、その根據としては當地の守護神たる伊豆山雷大臣は對馬の大祝詞神社の祭神で「佐比持神が雷大臣神と共に天神族と海部族とを結合せしめた功神である」から云々と説明してゐる。この所説はいま俄かに賛同し難いのであるが、たゞこの地方一帯は伊豆山神領地で、従つて伊豆山信仰は普遍的である。然るに伊豆山信仰と熊野信仰との關係について折口博士は「最初に熊野信仰を何人か箱根に移して來て、其を伊豆山と關聯させて、こゝに東西に二つの熊野が出來たものであらう云々」と述べてゐる點から察すると熊野漁民とこの地方の沿岸漁民とは可なり密接な關係があるものではなからうか、殊に最も興味ある問題は熊野漁民が熱烈な熊野信仰者であると同時にまたその地方の沿岸は有名な熊野海人の本場であつたからである。

ロ、伊豆、相模、房州地方には少くも文書の上に中世末ごろから、明かに海部人が住居し、ことに小田原北條氏時代には後述する如く「かつぎの衆」として特殊の職業的漁民の存在してゐたことは明白である。今日の房州沿岸の海女(4)については既に周知の事實である。問題は後年の「アマ」と往時のそれとの關係である、卒直に全く縁故のなきものかそれとも過去の引續き乃至その變移したものであるか俄かに断定し難いが、志摩の場合などでは往古より同



たものもあるであらうが——。かの今日みる勢州、志州、房州、紀州、豊後などの海部聚落は恐らくその殘物ではなからうか、考究すべき問題である。

これを要するに以上の見地から見ると、古くから瀬戸内海を中心とする海部族の一派はたとへその種族的性格に多少の變化ありとするもなほ古い部民的聚團の性格を保持しつゝ、關東方面へとその漂浪的漁獵生活を押し擴げてきたものであらう。民俗學の權威柳田國男氏は「<sup>(10)</sup> 潜きあまの北の限りは松島の宮戸島で、それも現在は男が携はつて居る云々」また折口博士は「<sup>(11)</sup> 一例をあげて見ると、南より北へと植民した、安曇氏の一族がある。其が海人部の民を率ゐてゐる」との記事は私の上述の考想に對し甚だ興味ある暗示を與ふるものゝやうである。

註

(1) 『日本歴史地理之研究』吉田東伍著では「一村五十戸に充滿する三十戸位を分けてアマルへ申す者です(二四頁)」

(2) 前羽村誌 四六頁 前羽村役場 大正十四年

(3) 古代研究(民俗) 八五四頁 折口信夫著 昭和五年

(4) 海女の生活の研究 安田龜一著 千葉縣社會課

(5) 例へば

校訂延喜式上 卷五 神祇五 齋式 月料 一四二—一三頁

同 上 卷三十四 主計式上 八二〇—二頁

(6) 伊豆神族は日本書紀白鳳九年二月癸未の條ならびに同十三年十月壬辰の條に、恐らく富士火山帶の活動であらう次の如く記してある。「(前略)没爲海、古老曰、若是地動未會有也、是夕、有鳴聞、如鼓聲、于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然増益三百餘丈、更爲一島、則如鼓者、神造是島、黎也」ところで伊豆の白濱神社と不可分の關係にある「三嶋

白濱大明神縁起」による。「(前略)或有時大明神若宮ニ仰有ケルハ、日外是ニ渡レトキ數ノ魚ヲ取シボリシナリ。亦取テ來ント有シカバ、若宮申サセ給ハ、我々社神通ニテイト易ク取リ得ルト雖モ末世ノ者ハ、遙ノ界ヲ過テ此魚ヲ取得シ事覺東無シ、(中略)若宮其ノ前ノ汀ノ石ニ渡リテ、四方ヲ招カセ玉ヘバ、其儘潮ニ連テ鯉ムラガリ來リヌ云々」<sup>(12)</sup> である。また、伊豆大社御神威略記には、「(前略)或時、三嶋大神角の弭の弓を以て海をかきなせしかば、其弭に魚喰付ぬれば、數の魚かなさて舟へ打入させ給へば、船人共喜びて、又其御弓を取奉りて海へ入しかども、魚一つも喰つかざる故にまた船人ども大神に願ひ奉りければ、また其御弓を海へ入させ給ひしに、先の如く魚喰付ぬるを、さり入させ給ひて、船人どもに魚をたまはりけるさあり。更に、又或時に白濱大神の曰給はく、日外是へ渡りし時に、數の魚を取りしなり、又取て來らむ、さ仰ありければ(中略)若宮神其前の汀の岩に渡りて沖の方を招かせ給へば、鯉むらがり來りしを、船人ども始て鹿の角に金を細く曲いれて、麻の苧を竿によりつけて、手毎に持て角を海へなげ入れれば忽に鯉喰付ぬるを船へ取入れ賑々しかりけるを、云々。さある(道守)及「南豆神祇誌」足立鐵太郎著に依る)さてこれらの記載は後人が色々に附け加へ加筆したものであらうが、それにしても伊豆七島から半島沿岸の古代住民の生活が黒潮に乗つてくる鯉漁と密接の關係を有つてゐたことだけは伺はれるやうである。

(7) 校訂延喜式 上下 皇典講究所 昭和六年

卷五 神祇五 齋宮式 一七一—二頁

卷二十三 民部式下 八〇—五頁

卷二十四 主計式上 八二—二頁

(8) 同 上 卷二十八 兵部式 九六—九頁

(9) 例へば「萬葉集」の「水ノ江浦島ノ子を詠んだ歌並に短歌の中に(前略)水ノ江の浦島ノ子が鯉釣り、鯛釣りほこり云々」

さある。然るに同じ廻遊魚でも鮪になると當時すでに釣さ突きと行はれ、而かも後者は夜漁であつたことがわかる。例へば「山部赤人の歌並に短歌三首」の中に「(前略)荒榜の藤江ノ浦に鮪釣るさ蟹舟騒ぎ云々」とあるに對し「漁家を見て作つた歌」には「鮪衝くさ海人の點せる漁火の云々」とあるのも明かである。

(10) 郷土研究十講 一一四頁 昭和三年

(11) 古代研究(國文學篇) 四六七頁 昭和四年

中世漁業 ことにいふ中世とは前項にのべた上世の次代を指すのである。具體的には鎌倉時代より戰國末期に至る廣範圍のものに屬するが、その内容は單なる概括に過ぎない、ことに戰國期以前の部分については資料の不足と推敲の足らざるため漁業そのものゝ内容を展開することが出来なかつた、この事については更に後の研究を待つこととする。

(1) さて日本水産史によれば、「當時帝都ハ平安城ニアリテ漁業ノ事亦近畿及中國瀬戸内ニ詳カニシテ東國ノ如キハ之ヲ詳ニスル能ハス建久中源頼朝幕府ヲ鎌倉ニ開キ武門兵馬ノ權ヲ掌握スルニ及ヒ東國ノ漁業漸ク開クルニ至レリ殊ニ頼朝ノ覇業ヲ起スノ前伊豆安房ノ沿岸ニ在リテ漁民ヲ使役シタルヲ以テ特殊ノ漁權ヲ附與セシモノアリ、足利氏ノ時ニ及ビ幕府ヲ京師ニ開キ(中略)東北地方ハ土豪ノ割據シテ各其地方ノ漁業ヲ開始シタルモノアリ云々」とある點などから見て關東地方ニ於ける漁業の眞の開発は先づ鎌倉以後ことに足利時代頃からであらう。ここでは次の順序によりその大要を記す。

江戸灣 さて史料價値に於て問題とされてはゐるが、かの「義經記」に、「佐殿源朝仰られけるは、江戸の太郎重長は八箇國の大福長者ときくに(中略)兩人が知行所今井、くり河、かめなし、牛まどと申所より、海士の釣舟を數千

艘のぼせて、石濱と申所は江戸太郎が知行所なり、をりふし西國舟の着たるを數千艘あつめ云々」とある、之は治承四年頼朝が隅田川を渡りたる時の記事であるが、「源平盛衰記」などにはこの漁船や西國舟のことは見當らない。しかし當時の石濱がこの地方の海上交通の中心であり船舶の出入も可なりあつたであらうことは「夫木和歌抄」などからも考へられるので、従つて當時多少の漁船―海士舟―も恐らくあつたことと想像する。例へば同書の「いほさきのすみた河原に日は暮ぬせきやの里にやとやからまし、此歌は家集に云康元元年九月鹿島社に詣でたるにすみだ河のわたりにて(中略)せきやのさと、申、まへには海ふねもおほくとまりたりと云々」とあるばかりでなく、この康元元年より約六十年前の建仁元年八月十一日には「吾妻鏡」に、この地方沿岸の一帶に大風雨が起り、「(前略)郷里穿屋。江浦覆船(中略)凡萬家一字無全所云々。下總國葛西郡海邊潮。牽入屋千餘人漂没云々」などありて當時江戸内灣がかなりの發達をなし、漁業も相當に行はれてゐたことは推定に難くない。また反對に康元元年より約二十余年後の弘安六年三月の「武州杉田久良東漸寺詩板」によると、「(前略)前村不斷漁歌曲云々。○(前略)釣船一曲漁歌曉云々。○蕩泳漁舟蘆葉外、金鱗不食枕莎眠、幾照漁翁把釣竿、數點漁舟載月歸、驚動漁舟客夢殘、且暮鐘聲漁客歌、獨棹漁舟自扣舷、半擔絲綸斜照外、白鷗盟在釣漁船、謝即猶在釣漁船、鐘聲和月落漁舟、漁翁夜靜下綸釣(以下略)」とあつて當時の日釣り夜釣り漁業がすく目の下の沿岸で行はれてゐたことが明白である。更に降つて室町時代の永和、康暦年代になると、「武藏國神奈河、品河以下浦々於入船帆壹段別錢賃參百文事、自當年一以參ヶ年分所被寄圓覺寺佛日庵造營要脚也、(中略)在所地頭等且點浦々宿屋各登宇沙汰居彼雜掌可全寺納之狀如件」また、「圓覺寺佛日庵造營要脚、武藏國神奈河以下浦々出入船帆制錢事御教書如此、案文遣之云々」とあつて直接に漁船乃至漁民の文字はないが、これらの文意より推せば當時の神奈河以下の浦々が相當に發達

し従つて漁船の出入も可なりあつたものと推定せねばならぬ。

相模灣 ことに鎌倉地方はどうであつたか、「吾妻鏡」の治承四年十二月十二日の條に。「(前略) 去十月有<sub>二</sub>事始<sub>一</sub>營<sub>三</sub>作于大倉郷<sub>二</sub>也、(中略) 推而爲<sub>三</sub>鎌倉主<sub>一</sub>、所素邊鄙、而海人野叟之外、卜居之類少也云々。」

とあるから當時この地方は至つて邊鄙ではあつたが、それでも多少の漁民がゐて漁業に従事してゐたことがわかる。彼等は専ら釣漁によつて獲た漁獲物を鎌倉に販賣して生計を立てゝゐたであらうことは同書建久五年五月の條に。「(前略) 由比浦邊漁父、今晚無<sub>レ</sub>病而頓死、(中略) 此男日者以<sub>三</sub>漁釣<sub>二</sub>爲<sub>一</sub>世渡之計云々」で明かである。

然し當時の食用魚類の種類はある範圍に限定せられてゐたようである。例へばそれ(建)より二十余年後の貞應三年五月十三日の條に。「(前略) 近國浦浦大魚(其名不<sub>二</sub>分明<sub>一</sub>)多死、浮<sub>三</sub>波上<sub>二</sub>寄<sub>一</sub>于三浦崎六浦濱之間充滿、鎌倉中人舉買<sub>三</sub>其<sub>一</sub>定家家煎<sub>二</sub>之取<sub>一</sub>彼油、異香滿<sub>三</sub>間巷<sub>二</sub>云々」——因に大魚とは海豚か鮪の類でもあらうか——とあるを見ても、ほぼ當時の人々の有<sub>レ</sub>魚類利用の範圍がわかる。然しこの文の「近國浦々」ことに三崎、金澤、油井の沿岸一帯は可なり發達した漁村聚落を有つてゐたことも推知し得られる。これに對して當時の消費の中心地であつた鎌倉の繁昌も相當のものであつたであらうことは同じく貞應年間の「海道記」に。「申の斜に湯井の濱に落ち着きぬ。しばらく休みて此所をみれば、數百艘の舟ども綱をくさりて大津のうらに似たり。千萬宇の宅軒をならべて大淀のわたりに異ならず。云々」でも明かである。なほこれ(貞)より約三十余年後の文永二年三月五日の條に。「一所大町、一所小町、一所魚町、一所穀町、一所武藏大路下、一所須賀江橋、一所大倉辻」とあつて、もうこの頃には特別に魚町を設くる程の必要を感じた程であつた。以上の諸點から考へると、この地方に於ける漁業も確かにある程度の發達を遂げたものと見ても大差なからう。

駿河灣 この方面に於ける最古の漁業に關する文書は伊豆半島の西岸の松崎下宮の文書である。

仁科庄松崎下宮、艦船貳艘、者爲石火宮供茶免除先了而今度尙被注落之旨訴申如本子可令免除之狀如件

建曆元年七月十八日

すなはちこの時代頃から神宮供茶の名義の下に恐らくその社家の人々によつて鰹釣漁業が行はれてゐたものであらう。尤もこの石火宮以下の文章は僞作の疑、靜岡縣史第二卷。南豆神祇誌)ありとの事であるが、今は暫らく本文の通りに従つておく。

つぎに内灣地帯では前の「海道記」(二八)の江尻の浦の條に。「(前略) 南は澳の森々と波をわかつて(中略) 漁夫の網をひく身をたすけむとして身をくるしみ云々」と記し、また興津浦の條(二九)では。「邊宅には小魚をさらして、屋上に鱗をふけり云々」とある。これらの點から推考するに、元來この地の沿岸一帯は砂濱多く而かも卯月の頃といふから、その漁具は網地曳網漁業が行はれてゐたものゝやうであり、かつその小魚は干魚または煮干に製造しまた離脱した鱗の類は乾燥して恐らく農作物の肥料に使用したものであらう。

さて以上にのべたところは鎌倉開幕以後から凡そ南北朝頃までの間に於ける關東漁業の斷片的記述に過ぎないが、降つて文明年代——この間約一世紀——になると江戸地方の状況も一變してゐる。祿長元年太田資長は江戸城を築き十七年後の文明八年の「江亭記」には當時の江戸城靜勝軒のために 五山文學の權威の一人龍統を親しく招いたその時の詩の序に。「(前略) 夫城之爲地、海陸之饒、舟車之會、他州異郡莫以加焉、(中略) 城之東畔有河、其流曲折而南入海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜簫、隱見出沒於竹樹烟雲之際、到高橋下、繫纜閑櫂、鱗集蚊合、日々成市、則房之米、常之茶、信之銅、越之竹箭、相之旗旄騎卒、泉之珠犀異香、至鹽魚漆泉、扈筋膠藥餌之衆、無彙聚

別者人之所頼也云々。

また「梅花無盡藏」には(前略)東爲泊船。上下天光、一碧萬頃、並吞數州、(中略)倉廩紅陳之富裁粟而雜皂莢、市鄣交易之樂、城門前、擔薪而換柳絮、僉曰一都會也云々。

設市場

即ちこれによると商船漁船の出入頻繁に行はれ城の門前には日々市場が開かれ諸國の産物が取引せられた謂はゆる門前町の繁昌が伺はれる。但しこの文は主人太田道灌のため應需したものであるから、この種の詩文に共通な多少の詩的誇張もあるであらうと想像せられるのである。然しそれにしても全く史料的价值がないといひ切る譯にもゆくまい、殊に當時の碩學らが身ひたしく現地に遊びながら全く跡方もなき空想を文にしたとは思へぬから。

次に文明十八年の「廻國雜記」によると房總内灣から鎌倉小田原方面へかけての記事を散見する。例へば「磯村といへる所は名にしおひて、磯傳ひの村なれば。

海近く磯づたひゆくいそむらに

村々みゆるあまの釣船

那古の觀音にまうで、ぬかづき終りて(中略)今宵はこゝに通夜し、(中略)朝霧こゝかしこに立ち消ゆるさまたどならず。

あまをふねみえつかくれつ朝あけの

野しまが崎の霧の村々

など、あつて、この地方に散在せる漁村の數々、ならびにその村々から曉の星を載いて磯傳ひに出漁する釣漁船の

一群が目に見えて浮んでくるやうであり、而かもそれは前文にのべた江戸灣のそれと同じ型の漁業である。

ところが鎌倉になると、由井が濱にまかりて、鳥居など見侍りて、暫く皆々あそび侍りけるに。

朽ちのこる鳥居の柱あらはれて

ゆゑの濱べにたてる白浪

などと過にし榮華の夢を夢なみ、つゞいて。

「是より瀬戸金澤といへる勝地の傳るを尋ねゆくに、瀬戸の沖に漁舟あまたみえけるを。

よるべなき身のたくひかな波あらき

瀬戸の沙あひ渡る舟人

は今の浦賀水道への出漁と見てよからう。然るに當時あ小田原は、

「小田原に着き侍れば早川の浦とて、水上は大河にて、海邊につゞきたるによりて、かやうに申し侍るとなむ云々」またの芝浦については同書に「芝の浦といへる所に到りければ、しほやのけぶりらうち靡きて物寂しきに、鹽木運ぶ舟どもを見て。やかぬよりもしほの煙名にぞたつ舟にこりつむ芝の浦人」とあり、品川についてもほぼ同様のことが伺はれる。

即ち小田原、芝浦、品川など後代に繁昌した佛はまだこのとき迄は少しも現はれてゐなかつた。然しこれより世の中が次第に擾しくなり、謂はゆる戰國の世相となればこの浦々にまで矢叫びの聲が聞ゆるやうになつた例へば(前略)品川といふ津にしる人あり、和泉塚よりきて、此六七年すめりとかや、長途窮屈、五六日休息して云々、然るに「うき

ねの夢をかさねし程に、なくく武藏の品川といへる津にいたり侍り。(中略)假寝の夢の中に五とせまでたゞよひ侍るに、おまさへ吾妻のみだれしきりになりてたがひに弓、やなくひのみのかまびすし、さながら刀山劍樹のもととなり云々にて、この地方の漁民も次第に戦國時代の生活へ歩み入りつつあつたことを物語つてゐる。

さてこれまで述べた資料は、多少の漁業に關する記録はあつたとはいへ、断片的かつ貧弱なものであり、従つて當時の關東漁業を明かにすることは、甚だ困難なことである。しかしこれまでの記述を基本として上世の漁業ならびに今後の發達の跡から反省するとき、少くも當時に於ける漁業の趨勢とその社會的關係の面に對しては、多少の考察を許し得るものゝやうである。この意味に於て以下のぶるところは、またこの項の一應の概括とも見てよいのである。

概括 さてこれまでのところを要約すると。

イ、鎌倉以後南北朝頃までの漁業は前期のそれと根本に於て相等しく、日釣、夜釣の釣漁業ならびに内灣、砂濱地帯の地曳網、漁業がその主要なるものゝやうである。従つて漁場の範圍も主として沿岸漁業であつた。またその漁業組織も鎌倉初期頃までは明かに自己生産による單なる生業に過ぎなかつたが、鎌倉を始め地方聚落の發達と市場(延文年代には武藏上)の成立と共に單純商品による多少の營利的活動を見るに至つた。

然し漁業上の活動は恐らく限定せられた範圍に行はれたやうである。例へば鎌倉地方のやうな都市に近接せる沿岸漁浦と然らざる場合とでは漁民生活の上に可なりの相違があつたと想像する。

然るに室町末期ことに文明年代になると漁獲物の取引、交通ならびに消費の上に顯著なる發展を遂げたが、それは漁業生産の發達と互に因果の關係に立つたものと見ねばならない。しかしその種の發達は主として量的増進を意

味するもので生産機構そのものゝ上に大なる進展を見たとは思へない。だがこの時代の特色として一般消費經濟が次第に發達し、わけても海産物の需要は既往に比し漸く擴充してきた。それ故にこの問題は宴席の開催または料理法の發達といふ方面からも一應の考察を必要とするであらう。

さてこれまで考へられた見方によれば、當時の鎌倉武士の生活は極度に簡素——しばん、徒然草の最明寺時頼入道の場合を引用する慣例だが——なものであつたといふ。筆者もまた當時の武士が享樂生活者であつたとは思はな  
いが、實際の彼等の日常生活が特別の例である入道時頼のそれを以て一般化するのはどうであらうか、ことに後年の一般武士生活までを、この型で論斷するのはなほ一考の余地あるものと信ずる。

惟ふにそのご世の中は一應平和の時代に入り、社會生活がある程度の安定を得たのは事實である。かやうな世相に於て、文化の中心地乃至都會の日常生活は先づ何よりも飲食物の向上、その料理法の發達といふ方面に押し進められ、宴席または類似の會合が自然に上下の流行となるのは古今ともに同じである。當時の境飯について「庭訓往來」は「厨境飯無相違者、早課沙汰人等、地下目録、取帳以下文書、濟例納法注文、悉可被召進也」と述べておるが、この種の料理は註にも記した通りその由来からすれば、なるほど公家生活から見て恐らく簡素のものであつた  
ならんも、當代の關東に於ける一般社會の標準よりして相當な料理であつたであらう。況んやその後の武家文化の發達と共に彼等の飲食物に對する嗜好も、必ずや向上し來たものと思ふ。赤堀氏は「吾妻鏡」建久四年正月の千葉常胤の沙汰せる境飯について、「臣僕が飯食を獻けて主君を饗する事は、京都には聞かぬ事である。(中略)正月のみには限らぬ、他の時期にも行はれた、尤も境は陶製の食器で京都でも用ゐられたもの、其献立、其調理の事は鎌倉時代の記録は未だ見當らぬ、おぼはんふるまいといふ詞が今も残つてゐる、其盛であつた由を察せられる」といつておる。

次に宴席の流行いかんを考へて見ると、委しいことは不明であるが、例へば「吾妻鏡」建久四年七月の條に、「(前略)屬海濱涼風、將軍家出小坪邊一給、長江大多和輩構假屋於瀉奉入、獻盃酒境飯、又漁人垂釣、壯士射的、每事前感乘興、愚狀白娛遊、及黃昏還御之云々」さらには同書建長三年六月の條に、「(前略)有評定此事每度、日來有盃酒椀飯等之儲、又當炎暑之節者、召寄富士山之雪、所爲備珍物也、彼是以無民庶之煩休、被止之、善政隨一云々」ことに注意すべきは最も簡素な生活をなすべき僧侶階級までが魚鳥肉などを喰ひて可なりの享樂生活を送つてゐたことは、(20)「一念佛者事、於通心堅固輩者、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>異議、而或喰<sub>レ</sub>魚鳥、招<sub>レ</sub>寄女人、或結<sub>レ</sub>黨類、恣好<sub>レ</sub>酒宴之由、遍有<sub>レ</sub>聞、於<sub>レ</sub>伴家者、仰<sub>レ</sub>保々奉行人、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>之、至<sub>レ</sub>其身者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>却<sub>レ</sub>鎌倉中<sub>レ</sub>也」またそれ程でなくても僧侶を招待した食膳に「調菜羹<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>口備<sub>レ</sub>之味、多加<sub>レ</sub>藥<sub>ニ</sub>種<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>唐樣<sub>ニ</sub>之膳<sub>ニ</sub>」(政連諫草)とあるのもその一般を推し計られる。これらから考へると、當時の社會は相當に贅澤な寧ろ享樂的な會食をしば、行つてゐたと見ねばならぬ。

かやうに推定してくると、前に引用した「吾妻鏡」の建長四年九月の條の、「(前略)鎌倉中所所、可<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>斷<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>沽酒<sub>ニ</sub>之由、仰<sub>レ</sub>保保奉行人等、仍<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>鎌倉中所所民家、所<sub>レ</sub>註<sub>レ</sub>之酒壺三萬七千二百七十四口云々。又諸國市酒全分可<sub>レ</sub>停止<sub>ニ</sub>之由云々」の記事も當然だと頷かれる。

さてこれまで述べたところは一般の飲食物に對する消費狀況であるが、然らば魚介類の消費はいかなる程度のものであつたか、先づ「庭訓往來」等から擧げてみると。海産物では鯉鮪鯛鱈鰯王餘魚鮭鱒鮠鮓その他の貝類ならびに鮪海鼠海豚等があり、淡水魚としては鮎鱸鯉鮒等がある。これらは凡て平安朝時代から消費せられたものと同一であり、しかもその當時(後三條院時代)鮎と鮪については、「或人云<sub>レ</sub>鮎ハ雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>良藥、不<sub>レ</sub>供<sub>レ</sub>公家<sub>ニ</sub>鯖雖<sub>レ</sub>補物、備<sub>レ</sub>供(21)

御云々。後三條院ハ鯖頭ニ胡椒ヲヌリテアフリテ常聞食キト範時語ケリ」とあるを見ればその當時よりこれらは一般民衆には常用のものであつたであらう。但し上に擧げた魚介類の凡てを鎌倉時代にも漁獲し消費してゐたかどうかは斷言出来ないが、恐らくその大部分は漁獲せられてゐたものと思はれる。ところで、それに關し注意すべき記事は「徒然草」の一句である。曰く、

鎌倉の海に鱈と云ふ魚は、彼の境には、雙無き物にて、此頃もてなす物なり。其れも鎌倉の年寄の申し侍りしは、「此魚已れ等若かりし世までは、はかばかしき人の前へ出づる事侍らざりき。頭は下部も食はず、切りて捨て侍りし物なり」と申しき。斯様の物も世の末になれば、上さままでも入りたつわざにこそ侍れ。

これについて、屋代弘賢は、「昆陽漫談云鱈つれ、草に鎌倉の海にかつをといふ魚有云々倭名鈔云鱈云々延喜式ノ文ニテ大膳大炊内膳式ニ堅魚アリ云々徒然草誤ルトミユレドモ兼好ノ時ハ書籍甚だスクナクシテ延喜式和名鈔廣行ハレザルユエナルベシ、或人云ク延喜式ノ堅魚ハ今ノ堅魚節ナリト、按スルニ(中略)徒然草ヲ作ル此鎌倉ノ東人ハ堅魚ヲモジラス古ヘ堅魚節ノ供御ニナリシコト猶更シラサルユエニ生ニテ上ザマ、デ入<sub>レ</sub>タツコトヲ云シト、ミユ(中略)延喜式ノ堅魚ハ堅魚節タルコト明カ也云々。萩原宗固曰昔ヨリ其名カクレナキ魚ナリ、又此魚ヲホシカタメテ調味ノ料トスルコトモ久シキ事ナルベシ、兼好時代ニ貴人ナドノ生ニテ食フ事ヲアヤシミケルニヤ詮丈曰予も若き時

さる事もやと思ひしかど高橋の氏文をみて興さめたり」といへり。依て高橋氏文の鱈に關し、伴信友の説明を見ると先づ「徒然草」を引用して、(前略)そのかみ鎌倉わたりの事なり、上さまとは東國なる武士の長だちたる人々を云へるにて、都がたのことにあらず、(中略)世にあまねからぬ魚にて、たゞかの肉を干堅めたるのみ、あまねく用ふものなるが故に、古よ

り堅魚といへばうちまかせて其干堅めたるもの、名の如くにはなれるなるべし云々。  
 鯉の考證や冗長に亘つたが、それは當時に於けるこの地方の鯉漁業を始め我國特有の魚介類の生食を知る上に大なる助けとなるからであつた。さて以上の引用から考定すると延喜式時代の堅魚とは鯉の製品であつて恐らく今日の荒節にも及ばない粗干製品であらう、それは當時の輸送状態から考へても當然のことである。然るに鎌倉時代になりて關東では武士階級の間に始めて生鮮のまま食用に供することが流行し出し——一般民衆が以前より鯉の生食をなしてゐたことは前引用文に明かであるが——従つて生鯉に對する需要が増進し騰て鯉漁業の活動を促進するに至つたものと想像する。

これを要するに當時に於ける社會經濟上の流通面に於ける活況は鎌倉を初め諸市場の發展に伴ひ次第に旺盛に赴き、かくて座制度の起源の如きもかやうな状態の下に發生するに至つたものであらう。例へば、庭訓往來諸抄大成<sup>(25)</sup>には。

「藝才七座之店、諸國商人、旅客宿所、運送賣買、悉令通行一候（中略）凡京町人、濱商人、鎌倉詭物、宰府交易（中略）浦間丸、同以割符進上之云々」その註には「○七座店 舊抄云、魚米器鹽刀衣藥也云々、未詳 ○貞丈云、此名目古注に見えたり。維章云、市毎に七座有るなり。座とは物を賣座也。一絹座、二炭座、三米座、四檜物座、五千朶積座、六相場座（魚鹽の産也）此座不審なり。追て可考、又紙座とも云へり。七馬商座、是七座也。其外手買振賣あり云々。また、異制度訓往來<sup>(26)</sup>では、「抑今度之御經營、諸人可被驚耳目之由承及候。只今之芳間、尤相叶先聞一候。縦張羅於山林、連網於江海。豈如此盛盡羽毛之數、窮鱗甲之流哉。然尙被覓隣人。誠是丁寧之至。結構之極也。云々」とある。さてこれらの記事がどの程度まで當時の真相を現はしてゐるか可なり文獻的の

検討を要するものであらうが、こゝではこれらの記事から少くも河海の漁業が從來よりも一段と躍進を遂ぐるに至つたものであらうといふに留めておく。そしてその契機を前に述べた通り消費經濟の發展に基くとするのである。試に當時の關東ことに鎌倉の人口が幾程であつたか、今のところ不明であるが、諸國よりの浮浪人、勾引人、人賣乃至京都などからの謂はゆる「京下り」の僧俗の人込みも多分となり人口も次第に増加したであらうことは建長二年、勾引人、人賣人などを鎌倉外へ追放したことにても想像し得られる（新編追加）。また取引交通の盛となつたことは前に引用の諸文獻からしても推知し得るが、更に、吾妻鏡<sup>(27)</sup>弘長三年八月二十七日の條の。「（前略）入夜大風（中略）又鎮西乃貢運送船六十一艘於伊豆海。同時漂瀛云々」を見ても遠く鎮西より來航せることがわかる。また陸上に於ても各地に市場が開設され取引も次第に盛になつた。例へば應永年度になると、武州足立郡蕨市を始め下總國五ヶ所の合計三十三ヶ所の市場が成立し、かくて「市場之祭文」まで流行してゐたことを思ふとその盛であつたことが伺はれる。<sup>(28)</sup>

また娛樂の方面では鷹狩や鵜飼が流行してゐたことは、庭訓往來の、抑世上既屬靜謐之關、爲鵜鷹逍遙云々<sup>(29)</sup>にてもわかるが、なほ鷹狩については、日本古代法典<sup>(30)</sup>九頁にその記事が見られ、また鵜飼については「謡曲拾葉抄」はこれを説明して、魚を取具におひまはしと云もの有其形繩をあみて兩の端を長き竹にむすび留て二人して彼竹を持って川に入り魚をよせ集也是をおひまはしと云也三才圖會に圖する處是也趕網と書音干追也於淺川追小魚也云々といふてあるが、それは後の歩行網と全く同一の仕掛けかもので當時この種の網が關東の河川などで使用せられてゐたことがわかる。

さてこれまで述べたところを要約すると。關東沿岸の各浦に於ては當時既に釣網の兩漁業が可なりの程度に發達してゐたところに、鎌倉を中心として次第に發展してきた物的・人的の交流が著しく社會的消費經濟を刺激し、ことに鎌倉の如き都市生活者の飲食物に對する嗜好の向上は次第に奢侈乃至享樂的傾向をさへ帶ぶるに至つて屢々その禁令をさえ見る程になつた。

惟ふにかやうな都市消費經濟の發達には「京下り」の人々や鎌京兩都間の交通の影響が可なり大なるものもあつたであらうが、何れにしてもそれらに原因する社會經濟生活の一般的水準線の上昇は鮮魚介類の需要を一段と喚起し漁業の發達上に著しい刺激を與へたものに相違あるまい。但しこの事を以て筆者は直に流通經濟は生産を規定するなどいふのではなく、實はその反對であると信じておることだけを一言しておく。

ところで、最後に最も重大なる問題が残されてゐる、それは漁業と莊園制との關係である。私の推蔽するところによると、王朝時代、關東地方はたとへそこに一定の國領、莊園領、厨等があつたとはいへ、これを京畿地方の生活から見れば謂はゆる畿外の土地で、まだ未開墾の國內的殖民地域であつたと思ふ。今は武藏の國に成ぬ。殊にかしき所も見えず、濱もすなごしろくなどもなく、こひちのやうにて、紫生ときく野もあし、萩のみ高くおひて、馬にのりてゆみたるすを見えぬまでたかく生ひしけりて、中をわけ行くに、たけしばといふ寺あり(中略)野山葦荻の中を分くるより外の事なく、武藏と相模との中にありて、あすだ川といふ、在五中將の、いざことばはむとよみけるわたりなり云々(30)などはよく當時の相模野武藏野の廣漠たる平野の様を寫し出し、いかに未墾の休閑地がはてもなく續いてゐたかゞ想像し得られる。ところが、鎌倉時代以後になると武士階級ことに鎌倉御家人を中心とする彼等の擡頭は謂はゆる口入なる名義の下にこれ迄の莊園領、國領に對する武家支配の強力なる進出となつて、一

面に舊來からの舊い型の莊園的支配關係を崩壊に導くと共に他面に強大なる武力による直接支配化による新しい型の莊園制を成立せしむることとなつた。この意味に於て鎌倉幕府は明かに莊園の保護者であると共にその強固者でもあつた。然しこの事は後年になると、莊園領内の地方豪族あるひは國領の世襲的在廳人と上下の隸屬的結合關係を構成し、各自にその領域を擴張し互に對立するのみでなく、争ふて廣大な山野河海を獨占するに至つた。こゝに於て幕府はしばしば「山野河海事」に對する領家、國司、地頭方の得分の分配關係を規定せざるを得なくなつた。就中その顯蓋なる一例は「吾妻鏡」の元久元年五月八日の條に(31)

○庚午。就國司等之訴。有被經沙汰之事。所謂山海狩漁可從國衙所役之事。鹽屋所當以三分一爲地頭分。可止仰留之儀。事。節料燒米可爲國司德分之事。以上三箇條。且隨國宣。且任先例。可致沙汰之旨。被仰付地頭等云々

とある。要するにこれらの争議は新興勢力たる武士階級の進出の結果であつて、この事はこれまでの單なる名門格式に基く社會的支配層であつた中央の權門勢家の地方支配力が、武力といふ實質的力を有つ、武士支配によつて交代せらるゝことを意味するものであつて、更につき詰めていへば武士階級を棟梁とする地方豪族の、従つて社會的下部構造の發展、いひ換ゆれば武力と結合した經濟力の地方的發達が地下生活の現實と緊密に結び付いた結果としてそこに新しい型の地方的社會經濟生活が創造せらるゝこととなつたのである。かくてこの種の物質的地盤を存立の基礎として後年さらに一圓領主の發展を遂るに至つたものが、次項に述べる戰國時代の社會的形態なのであらう。

さてかやうな考察を一應ゆるすとして、漁業と莊園の關係を見るに。當時、關東地方の漁業は前にも述べし如く沿海地帯の各所には可なりの漁浦聚落が發達し、釣網兩漁業の占むる社會經濟上の價值も相當の程度に達したるもの

と思はれることは前の「山野河海事」などの問題に見てもほぼ推知し得られる。かくてこの時代以後に於ける莊園の擴大充實に伴ひ、謂はゆる休閑地の山野河海の獨占乃至開發は武力領主の直接的支配と共にいよゝゝ強化せらるゝに至つた。従つて河海を當然の物質的條件とする漁業及漁民の占むる莊園經濟上の役割も次第にその重要さを増大させたものと思はれる。尤も當時の漁業形態がいかなるものであつたか具體的のことは不明であるが、後年のそれから考へると、大體に於てイ、仁科庄松崎下宮鯉漁業の如き特殊の特權的團體漁業、地方有力者の支配の下に部落的協同漁業へ、家族的個人漁業の三型に分れ、そしてそれらが政治的には莊園厨、社寺、それらの所領としての支配下にあつたのであるから社會經濟的の意義に於ては最初の二つの型が最も重要なものであつたであらう。

- 註
- (1) 日本水産史 五頁 農商務省水産局 明治卅三年
  - (2) 夫木和歌抄 一〇七五頁 國書刊行會
  - (3) 吾妻鏡 四八頁 日本古典全集刊行會
  - (4) 武州文書 史料編纂所藏
  - (5) 相州文書 同上
  - (6) 吾妻鏡 八九一頁
  - (7) 同上 一八五頁
  - (8) 同上 一一〇頁
  - (9) 海道記(校群書類從第十) 三五頁
  - (10) 吾妻鏡 二二五頁

- (11) 諸州古文書(相州) 二十四 史料編纂所藏
  - (12) 江亭記(新編鎌倉) 二二頁 大日本地誌大系
  - (13) 梅花無盡藏第六(續群書類從第拾) 九八三頁
  - (14) 廻國雜記(新群書類從卷第三百) 一九〇一頁
  - (15) 東路のつぎ(同上) 二五二頁
  - (16) 老のくりごま(同上) 六七五頁
- (16) 堀飯は中古からあつたもの、やうである。源氏物語の宿木の卷に「五日の夜大將薫殿より飧食五十具(中略)堀飯、なご世の常のやうに云々」さあつて必しも武家の饗のみ限らない。然し本來は公家の盛時に田舎より上京滞在せる武士達に振舞はれた常食であつたやうだ。
- (17) 衣食住の變遷 六四頁 赤堀又次郎著
  - (18) 吾妻鏡 卷十三 一六七頁
  - (19) 同上 卷四十一 一〇四一五頁 萩野山之
  - (20) 日本古代法典(新編追加) 四八六頁 小中村義象編
  - (21) 古事談(改定史籍集覽) 二二頁 増田子信
  - (22) 徒然草 五四頁 日本古典全集刊行會
  - (23) 古今要覽稿 第六 八一—三頁 國書刊行會
  - (24) 伴信友全集 第三 五七頁 國書刊行會
  - (25) 庭訓往來諸抄大成 五九—六〇頁 永井如瓶編
  - (26) 異制庭訓往來(新群書類從)卷百 五八一頁 伊勢貞丈補
- 關東漁業の搖籃期

(27) 吾妻鏡

二〇〇一頁

(28) 武州文書 十五

(29) 諸曲拾葉抄 (國文注釋 全書 三)

七〇七頁

本居豐顯  
木村正辭  
井上頼國 校訂

(30) さらしな日記 (新辭書類從) 第十四卷

七三二頁

(31) 日本古代法典

山野河海事  
本年頁外半分事  
山野河海事

五六三頁  
六〇二頁  
六一七頁

(32) 吾妻鏡 卷十八

九〇頁

# 古版經濟書解題

チャールズ・ダヴェナント著一千六百九十五年版

『戰費調達の手段方法に關する一試論』

高橋誠一郎

一千六百九十五年、佛王ルイ十四世との戰酬なるの時、英國倫敦に於いて出版せられた匿名の書に『戰費調達の手段方法に關する一試論』(An Essay upon Ways and Means of Supplying the War)と題するものがある。著者は「政治算術家」チャールズ・ダヴェナントであつて、本書は彼れが政治經濟上に於ける數多き著作中の最初のもゝと認められてゐる。

チャールズ・ダヴェナントは、一千六百五十六年、倫敦に生れた。彼れの父サー・ウィリアム・ダヴェナント(Sir William D'Avenant)は種々なる意味に於いて演劇史上に永く記憶せらる可きドリユーリー・レイン座のマネージャーであり、ベン・ジョンソン(Ben Jonson)に次いで桂冠詩人となつた名譽ある劇作家であつた。彼れは其の長男として生れ、初等教育を劍橋のチーチ・オルドリッチ(George Aldrich)の監督の下に、サリ郡(Surry)サー・チャ